

春監公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年度財務監査（定期監査）の結果（令和7年3月26日付け春監公表第10号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和7年4月30日

春日市監査委員 松 尾 英 二

同 原 克 巳

令和 6 年度財務監査（定期監査）措置状況報告【こども支援部】

1 こども未来課（昇町保育所）

監査の結果	措置の内容
令和 5 年 10 月の出張（2 件）について、出張復命書は作成されていますが、旅行命令簿がなく、事後払旅費の支払が行われていません。	事後払旅費の支払が行われていないことは、ご指摘のとおりでした。原因については、旅行命令簿への入力及び確認漏れです。支払漏れの旅費は令和 7 年 3 月 4 日に支払処理済みです。 今後、旅行命令簿は研修報告書と共に入力することを周知・徹底いたします。 さらに、研修用フローチャートを作成し、漏れのないよう対策を行います。
保育所備品（242,000 円）の購入に係る請書が見当たりません。	請書がなかったことについて、ご指摘の通りです。原因として、担当者 1 人で確認を行ったことにより、漏れが生じました。 今後請書を徴収したかについてダブルチェックを行う体制を作り、必要書類が揃っているか確認を行います。必要書類については、リスト化し、誰が担当してもわかるようにします。